○厚生労働省告示第百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
（略）	（略）
基準永住帰国日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間にある者	一二、二〇〇円	基準永住帰国日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間にある者	一二、二〇〇円
基準永住帰国日が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にある者	一二、三〇〇円	（新設）	

○厚生労働省告示第百四十五号

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第十二条第四項及び第五十七条第四項、クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）第五十七条第五項、並びに機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）第一条第二項及び第六条第二項の規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十五第一項の指定外国検査機関を指定したので、同令第一条の二十五の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	指定年月日	証明書作成の業務を行う機械等の区分
The Hartford Steam Boiler Inspection and Insurance Company	One State Street, Hartford, Connecticut 06103, USA	Fred Arthur Bull	East Region of USA Atlanta Office	200 Ashford Center North, Suite 200, Atlanta, GA 30338, USA	平成二十九年三月十五日	ボイラー（小型ボイラーを除く。）、第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）、第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器
			Mid-West Region of USA Chicago Office	1011 Warrenville Road, Suite 400, Lisle, IL 60532, USA		
			West Region of USA Houston Office	820 Gessner Rd. Suite 1175, Houston, TX 77024-4289, USA		
			HSB International GmbH, Germany-EMEA's Headquarters	Landersummer Weg 40, D-48431 Rheine, Germany		
			HSB International (India) Pvt. Ltd.	Unit No. 404, 4th Floor, Ozone, Vikram Sarabhai Mills Compound, Sarabhai Road Vadodara, Gujurat, India 390003		
			HSB Korea Branch Office	14F, KCCI Building, 45 Namdaemunro 4-Ga, Jung-Gu, Seoul 100-743 Korea		